

総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年3月6日（木）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	今吉 直樹 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	川窪 幸治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	阿多 己清 君	委員	前川原 正人 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 仮屋 国治 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員 野村 和人 君 委員外議員 松枝 正浩 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	小倉 正実 君	総務部参事兼総務課長	野崎 勇一 君
総務課主幹	安楽 尚子 君	総務課人事研修グループ主査	生野 卓也 君
総務課人事研修グループ主任主事	山下 祐樹 君		
消防局長	川崎 敏朗 君	消防局次長兼総務課長	松本 哲郎 君
警防課長	狩川 靖 君	総務課長補佐兼総務企画係長	原田 幸市 君
総務課主幹	徳田 陽介 君	警防課長補佐	日原 秀顕 君
警防課警防係長	有川 正悟 君	警防課消防団係長	鳥丸 一作 君
総務課主任主事	市野 隼人 君	警防課主任主事	工藤 みなみ 君
企画部長	藤崎 勝清 君	地域政策課長	宮永 幸一 君
土木課長	笛田 純一 君	地域政策課主幹	今村 伸也 君
土木課主幹	徳重 和博 君	地域政策課地球温暖化対策グループ長	鬼塚 友弘 君
土木課道路整備第1グループ長	臼井 健二 君		

- 6 本委員会に出席した陳情説明者は次のとおりである。

なし

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫 由貴 君

- 8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第3号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について
議案第4号 霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第5号 霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第9号 霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第10号 霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第11号 霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
議案第12号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第16号 霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部改正について
議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（今吉直樹君）

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で、当委員会

に付託されました議案9件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第3号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正についてから

△ 議案第12号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
まで

○委員長（今吉直樹君）

議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正についてから、議案第12号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまで、以上4件を審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第5号、霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について及び議案第12号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正については、令和6年人事院勧告を受けて、国家公務員の期末・勤勉手当の支給割合が引き上げられる改正給与法が成立したことから、国に準じて、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、それぞれの条例について、所要の改正をしようとするものです。議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正についても、人事院勧告や地方公共団体の改定措置等を考慮し、一般職員の給料月額や諸手当の改正並びに適用除外であった定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員への住居手当及び地域手当の支給を行う等のため、本条例について、所要の改正をしようとするものです。次に、議案第5号、霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、本市職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

まず、議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第12号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。本市においては、例年、国の給与法改正を受け、第4回定例会に関係議案の提案を行っておりますが、国が人事院の勧告どおりに給与改定する見込みが12月に入ってからも見通せない状況であったことや、県内では多数の自治体で国の法改正を待って議案を提案する動きもあったことから、本市の条例改正を令和6年第4回定例会で提案することについては見送りました。その後、昨年12月17日に国の給与法改正案が参議院本会議で可決、12月25日に公布、施行となりましたので、改正内容を精査し、今回の定例会に条例改正の議案を提出いたしました。今回の国の給与法改正の主な内容は、若年層に特に重点を置いた全俸給表の引き上げ、期末・勤勉手当の引き上げ及び扶養手当の見直し等です。新旧対照表の3ページから4ページを御覧ください。議案第3号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正についてにつきましては、第1条関係で令和6年4月1日適用分を、第2条関係で令和7年4月1日適用分を定めています。内容は、本条例第2条第6項に規定している期末手当基礎額に乗じる率について、改正前は6月、12月とも100分の170でしたが、これを、改正後は12月のみ100分の175へ改めようとするものです。また、同項について令和7年4月1日からは、6月、12月ともに、100分の172.5に

改めようとするものです。これは、国の指定職・棒給表の適用を受ける職員の期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げることによって、今年度は12月分に対応し、来年度からは6月、12月それぞれ均等に0.025月分ずつ割り振って引き上げようとするものです。なお、新旧対照表25ページから26ページの議案第12号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については議案第3号と同様の趣旨です。次に、新旧対照表の4ページを御覧ください。議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正についての改正条例につきましては、第1条におきまして、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正についての令和6年4月1日適用分とし、12月分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を職員はそれぞれ0.05月分の引上げ、定年再任用短時間勤務職員についてはそれぞれ0.025月分引上げ、また、別表でお示ししている職員の給料月額の設定を規定しております。なお、給料月額の設定は、高卒者に係る初任給を21,400円、大卒者に係る初任給を23,800円引き上げるなど、初任給を始め若年層に重点をおき、平均2.76%の設定をしています。次に、新旧対照表の9ページから12ページを御覧ください。第2条におきましては、同じく「霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について」の令和7年4月1日適用分として、扶養手当は配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額改正、単身赴任手当は採用時から支給を可能にし、管理職員特別勤務手当の平日深夜に従事する場合の支給対象時間帯を拡大することに加え、定年再任用短時間勤務職員について適用除外されていた住居手当及び地域手当の規定を削除しようとするものです。また、期末手当及び勤勉手当の支給月数を職員はそれぞれ0.05月分の引上げを、6月、12月均等に0.025月分ずつ割り振って引き上げ、定年再任用短時間勤務職員はそれぞれ0.025月分の引き上げを、6月、12月均等に0.0125月分ずつ割り振って引き上げようとするものです。12ページからお示ししている別表で職員の給料月額の設定を規定しており、職務や職責をより重視した俸給体系等の設定をしています。第3条の「霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、第2条と同様に技能労務職員の定年再任用短時間勤務職員について適用除外されていた住居手当及び地域手当の規定を削除するものです。第4条の「霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」においても、同様に、企業職員の定年再任用短時間勤務職員について適用除外されていた住居手当及び地域手当の規定を削除するものです。第5条の「霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、令和6年4月1日適用分として、給料月額の設定の規定と、特定任期付職員の期末手当の支給月数を6月は1.70月、12月は引き上げて1.75月とするものです。第6条の、同じく「霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、令和7年4月1日適用分として、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対する特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当の支給ができるように規定しており、期末手当のそれぞれの支給月数を0.95月、勤勉手当のそれぞれの支給月数を0.875月とするものです。第7条の「霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」は、暫定再任用職員について適用除外されていた住居手当及び地域手当の規定を削除するものです。次に、新旧対照表の19ページを御覧ください。議案第5号、霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において業務に従事する災害派遣等に対応するため、職員に対して支給する災害応急作業等手当を新設しています。以上で、説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑は議案番号ごとに行っていきます。まず、議案第3号について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

まず、議案第3号についてお尋ねしたいと思います。今回この人事院勧告により、手当等を上げるといふこと、期末手当を上げるといふことなんですけど、職員の給与というのは生活給であって、市長、議員の場合は生活給と言えば生活給でしょうけど、法律上、生活給という性格を職員の場合

は持っていると思います。その中で、人事院勧告による措置なんですけれど、この労働基本権の代償措置として人勧がこういう形で、支給をアップするというのがこれまでの通例ですけど、そういう理解でよろしいんですか。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

特別職に対するこの人勧への反映をどう考えているのかということではないかと思いますが、同様の御質疑につきましては、毎年の人事院勧告に伴う給与改正の関係条例を提案するに当たりまして、当委員会のほうでも議論がなされているようでございます。本市におきましては国の指定職の給与の率の改正、そういったものを一つの基準といたしまして、例年、提案をさせていただいております。本年度、今回提案いたしました条例案につきましても、これまでの提案状況等に倣い、提案いたしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

ですから今おっしゃるように、例年、去年私は予算委員会に入っていないので、ブランクがありますが、今までの流れの中で、人事院勧告というのは、あくまでも労働制約、労働の基本権の制約があるということで、戦後、自治法ができてから、ずっと踏襲されてきたという流れがあるわけです。ですから、逆に言えば、市長や議員の手当等についての人事院勧告の規定のとおりにはやらなければやらないで、何ら問題はないよということにもなるわけですね。だからそういう理解でよろしいですかということを、確認をさせていただきたいと思います。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

繰り返しの部分もございすけれども、例年、本市におきましては国の指定職の改正率を用いまして特別職、また議会議員の報酬につきましても改定をする条例案を提案しております。もうこれにつきましては、一つの分かりやすい基準というものを持って提案する必要があると、これまでも、説明をいたしております、提案をさせていただいております。人勧において上がるときは上がる、下がるときは下がると、それに応じた分かりやすい基準のもと、条例改正案を提案をさせていただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、今回の市長の期末手当の改定、今、12月分が据え置かれて、次の年度で送られてと、うか、また改定をしていくということになるわけですけど、市長で大体幾らが幾らになっていくのか、また議員の場合、幾らが幾らに変更していくことになるのかですね、数字的にはどうなんでしょう。

○委員長（今吉直樹君）

今、3号、市長だけですね。

○総務課主幹（安楽尚子君）

市長のほうの改定のほうを申し上げます。期末手当のほうの分に関しましては、市長が5万6,350円の増加になりました。5万6,350円になります。増加分が5万6,350円になります。

○委員長（今吉直樹君）

続けてください。

○総務課主幹（安楽尚子君）

失礼しました。副市長の分は4万3,930円、お二人、副市長が4万3,930円の増加となります。

1人当たりになります。教育長は4万538円の増加となります。教育長が4万538円。

○委員（鈴木てるみ君）

今回は人事院勧告に従ってのということで御説明を受けましたが、この3号に限らずほかの議案に対してもそうなんです、もし仮に、この人勧の、これに従わなかった場合考えられる弊害というか、どういうことが考えられるのかお尋ねします。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

本市におきましてはこれまで人勧、国公準拠というような形で国の給与法の改正等を踏まえまし

て、国家公務員の給与改定等に準ずる形で給与関係の改正条例を提案をさせていただきまして、対応してきているところでございます。御質疑のありました、給与改正をしなかった場合の影響ということですが、まだその実例がないものですから、具体的に申し上げられる内容ではないところではございますけれども、職員のモチベーションであったりとか、そういったもので公務員の影響というものも、全くないとは言い切れないところでございますけれども、なかった場合においてもしっかりと市民サービスを提供できるような、職場環境というものについては対応していくべきだろうというふうには考えております。

○総務部長（小倉正実君）

本市においては、先ほど来、説明していますとおり、人勸に準じた形で改正を行っているところです。また、人勸においては民間給与等の比較を国家公務員と民間給与との比較を、比較検討した上で、どうあるべきかということ判断しているというふうに考えております。そうした場合に、民間であればそれぞれの企業において給与水準がどうかということで、それぞれ増減等されていらっしゃる場所であると思っておりますけれども、それが市単独ではなかなか行えない状況がありますので、やはり民間ベースを考えた上で、市としても、どのような給与水準にあるべきかというのを考える基準といいますか、基準になるものとして、国家公務員の給与改定、人勸に沿った形で給与改定を行っているところであります。それに伴う、それを行うことによりまして先ほど参事のほうからも説明がありましたとおり、職員の給与に対する考え方というのにも反映できるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

二つあと聴きます。一つはですね、今の鈴木委員のほうからもありましたけど、やらなかった場合の弊害ということですが、平たく言えば、地方自治なので、自分たちのまちのことについては自分たちで決めましょうということが大前提になってると思うんですね。そこに人勸が入ってきて、様々要因があって、従わざるを得ないといえはそこまでですけど、地方自治権という点では、弊害というのはないという、そういう理解でよろしいですか。それともう一つは、今回、期末手当、給与にしてもそうですけど、いずれにしても、この三つの議案に対してもそうですけど、交付税の算定基礎には入るという理解でよろしいですか。

○総務部長（小倉正実君）

今、委員のほうがおっしゃるとおり、地方自治権ということで、市でどうあるべきかというのは当然考えるべきだと思っております。ただ、給与算定するに当たって、実際、比較検討するのをなかなか市単独で行うというのはやはり難しいというふうに考えております。そうした場合に、やはり、人勸があったからそれに必ずしも合わせるかどうかというのはやはり自治体の判断だというふうに考えております。その点で言えば、霧島市としてもやはり人勸に沿うべきであるというふうな判断のもと、地方自治の考え方のもと、今回、議案として提案させていただいているところでございます。また普通交付税の算定におきましては、普通交付税の中で人件費の算定基準を設けておりますので、それに基づいて、人勸等によって増減がある場合については、その給与水準に基づいて、交付税の人件費の算定する際には算定されるものというふうに考えております。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に参ります。次は、議案第4号についての質疑はございますでしょうか。

○委員（竹下智行君）

この市の職員の、アップされると思うんですけども、総額、どれぐらいのアップになりますか。

○総務課主幹（安楽尚子君）

一般会計で申し上げますと、1,104人におきまして、給料が9,856万8,000円。職員手当等が7,370万4,000円。共済費が1,730万2,000円となります。

○委員（阿多己清君）

県では昨年12月に改定がされたと記憶をしているんですけども、先ほどの説明で、国の改正法が昨年の12月25日公布という説明でもございました。国を待たずにしたのかなという思いなんです。県内でも、先ほどの説明では、多数の自治体が、現在今提案されているこの3月議会ですかね、そういうところでされていると説明がありましたけれども、12月に実施をした自治体が県内あったのか、市レベルで結構ですけども、把握されていたらお知らせください。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

本市で調査をした内容ではございませんで、県が調査をした結果ということで、今把握している内容でお答えいたします。今回の人勧に伴う給与改正につきましては、12月定例会で対応されたところが、令和6年4月遡及適用分を8市、そして令和7年4月改正分を1市が12月定例会で対応しているようです。また、1月の臨時会を実施をされてらっしゃる市もございまして、令和6年4月1日遡及分の1月臨時会での対応が5市、令和7年4月1日改正分を4市、それから本3月定例会で提案をしておりますところが令和6年4月1日遡及分を6市、令和7年4月1日改正分を14市ということで議案提案をしているということを伺っております。

○委員（阿多己清君）

あと、配偶者の扶養手当の廃止の件なんですけれども、子にかかる手当が増額もされていますので、その部分は理解するんですが、この一番の背景というのはどういうことがあつての配偶者の扶養手当の廃止だったのでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

ただいまの御質問につきまして、しばらくお待ちいただければと思います。ちょっと今手元の資料を探しておりますので〔7ページに答弁あり〕。

○委員長（今吉直樹君）

では、後ほどお願いいたします。

○委員（阿多己清君）

もう一点扶養手当に関することなんです、人事院勧告の概要をちょっと見ました。その勧告では、段階的に調整をしていくということではあったんですが、本市は、もう一発でいいんでしょうか、一気に廃止して、そういう最終的な間に、人事院勧告は2年後だったと思うんですけども、令和8年度に廃止をするというような旨を概要で見たんですが、そこらのそういう一気にした理由といいましょうか、それと、段階的に廃止をしなかった理由といいましょうか、そこらをちょっとお聴かせいただければ。

○総務課主幹（安楽尚子君）

本市のほうにおきましても、国に準じて、2年で廃止を段階的にしております。ちょっと新旧対照表では分かりにくいんですが、附則のほうでなっておりますので。

○委員（前川原正人君）

阿多委員の質疑とちょっと重複する部分もあると思うんですけど、この口述書の4ページの最後のページですけど、この企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ということで、住居手当と、この地域手当の規定を削除しますよと。そうすると、それに対して、またそれなりのまた手当てというか、そういうのも出てくると思うんですけど、金額的にはどのように変化をするんですか。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

こちらのほうは、これまで除外をされていた住居手当、地域手当の支給対象から除外をされていたという方々の除外規定というものを削除することなので、改めて、住居手当あるいは地域手当というものが支給対象になるということの改正でございます。

○委員（前川原正人君）

失礼しました。要するに除外していた人たちも次からは対象になるよという、そういう理解でよ

ろしいんですね。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

そのとおりでございます。それから、先ほど阿多議員から御質問がありました、人勸の背景というものでございますけれども、女性の社会進出、あるいは働く女性、共働きの世帯が増加をしているというようなことから、配偶者の働き方に中立的な制度になるようにというようなことで社会情勢の変化を踏まえた形で、配偶者手当というのが見直されるということのようでございます。

○委員長（今吉直樹君）

よろしいですかね。ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第5号について、質疑がある方はお願いします。議案第5号です。

○委員（阿多己清君）

10条関係で、災害応急作業等手当が加えられているんですけど、この1号の中で、重大な災害と入っているんですけど、これが対象となる災害というのは、どういう規模のものなのか、何かそう判断できる何かがあるんでしょうか。あったらお知らせください。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

本市におきましては災害救助法が適用される地域、そういう重大な災害が発生して、今回で、新しい災害で言いますと、昨年1月1日に発生しました能登半島地震、そういった形で、災害救助法が適用される地域に、応援職員と、災害支援というような形で派遣されるような場合において、そういった当該地域で活動に当たる場合に、本市外に職員を派遣した場合を想定して、新たに設定をしたところでございます。

○委員（植山太介君）

1点お尋ねさせてください。新旧対照表の19ページを見ますと、定める額として書いてあるところなんですけど、これの基準、これの積算根拠はどのようなものでこの金額が出されてるのか、説明をお願いします。

○総務部参事兼総務課長（野崎勇一君）

今回、提案いたしました条例案の金額の設定につきましては鹿児島県が県下では、昨年能登半島、支援に行った際には設定をしております、今回提案をいたします巡回支援等の350円、そして最高額としましては1,060円というような上限の中での設定をいたしておりましたので、県の基準を参照いたしまして本市の額を設定をさせていただいたところでございます。

○委員（前川原正人君）

今の議論を聴いていて感じたんですけど、災害救助法が適用になった地域、県外の場合です。市内でも、同じことなんでしょうけど、県外でもそういう適用するんだということでしたけれど、要は、ここに新旧対照表の10条の2の1ですね。巡回の監視ということで書いてあるんですけど、これは、この手当等については、そういう点では自己申告でよろしいと、誰かが報告を、県外に行っている場合、誰かがこの報告をするとか、もうやはりそういう検証と言えはおかしいですけど、その実態がどうであったのかっていうことを、2者以上でやはり確認をしないと、巡回というのはできないと思うんですね。だからそういう部分についてはどのような対応になるのかお聴きをしておきたいと思います。

○総務課主幹（安楽尚子君）

この条例が通った後には、通知のほうを出しまして、災害応急作業命令簿というようなものを作って、県も作っておりますけれども、そういった作業の内容を確認する、所属長とか、直接のその場での方の印とか、そういうので確認したものに基きまして支給をしていく流れと考えております。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第12号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

この条例で適用される議会議員になるんですが、所要額、全体の額はどの程度になるんですか。

○総務課主幹（安楽尚子君）

議員のほうは、人勧で上がる部分が、議長のほうが3万1,050円。影響額が25人で59万985円となります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第3号から議案第12号までにに対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時39分」

「再 開 午前10時43分」

△ 議案第9号 霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから

△ 議案第11号 霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第9号、霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから議案第11号、霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

議案第9号、霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第10号、霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第11号、霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてのうち、まず、議案第9号から説明いたします。令和7年第1回霧島市議会定例会 議案の27、28ページを御覧ください。議案第9号、霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、本市消防職員が潜水業務及び潜水訓練に従事した際に特殊勤務手当310円を、緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防組織法第44条第1項に規定する救助活動等の業務に従事した際に特殊勤務手当2,160円を支給するため、本条例について所要の改正をしようとするものです。次に、29、30ページを御覧ください。議案第10号、霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び保障基礎額の加算額が改定されるため、本条例について所要の改正をしようとするものです。最後に、31、32ページを御覧ください。議案第11号、霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正」により、非常勤消防団員の処遇改善を目的として、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに「35年以上」の区分が追加されるため、本条例について所要の改正をしようとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第9号について質疑はございますでしょうか。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。この中に口述書の中にあります、特殊勤務手当というところで、2,160 円ということになっているのですが、先日の本会議のほうでもいろいろ議論があったと思うのですが、この額に決められた根拠について再度委員会のほうでも、こちらでも説明をしていただきたいと思いますと思うのですが、どうでしょうか。

○消防局次長（松本哲郎君）

議員の質問にお答えします。先日の質疑の中でも述べたとおり、もともと能登半島地震に出動した全国の消防隊員の特殊勤務手当が消防本部により様々であったことから、総務省消防庁から緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給についての通知が出され、本市においても速やかに創設することを検討しました。額についても通知の中で、緊急消防援助隊も大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む苛酷な環境のもと、救助活動等の危険を伴う業務に従事することを算定基準として、人事院が、人事院規則の中の 9－30 に示されている 1 日 2,160 円が妥当とあると考えております。

○委員（川窪幸治君）

今の説明がありましたが消防庁からですかね、総務省からだと思うのですが、通知はいつ頃出されたことになるのですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

通知のほうは、令和 6 年 8 月 1 日に通知がされております。

○委員（阿多己清君）

この先ほど 2,160 円、この根拠というのは、この前の質疑のやりとりを聴いていたら、人事院規則とかそういう何かお話をされたような気がするのですが、人事院規則で定められている額がこの金額だということで理解していいですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

委員がおっしゃるとおりです。人事院で定められているものの中の消防職員が出動するに該当する者が 2,160 円となっていると考えております。

○委員（阿多己清君）

ということは、国家公務員もこの金額でされているし、関係があるといえば、警察職員とかそういう方々もこの金額でされているという理解でよろしいですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

先ほども言いましたとおり、能登半島地震のときに、この手当に対しての創設がばらばらであったことから、各関係機関、警察、自衛隊、そういうところも均衡性がとれてないということから今回の通知を受け、各関係機関の均衡がとれるようにとの通知だったと考えております。

○委員（植山太介君）

今、阿多委員とちょっとかぶるところと、あとそこを確認させていただきたいところがあって質問させていただきます。そちらは今お話に上がっている資料は事前に頂いたところだったのですが、そこを見ると、国家公務員や警察職員との待遇の均衡が図られるように、支給の検討をできるだけ速やかに行うことと記載がございました。どのようなことを考えなさいよっていうところの最後の (4) に、国家公務員や警察職員が救助活動等に従事した場合等、待遇の均衡が図られているかどうかを十分に確認することという項目があるのですが、先ほどの阿多委員の答弁も等も踏まえて言いますけども、今回のこれで国家公務員と警察との活動と従事者の待遇が、今回の市の消防局も図られたという認識でよろしいでしょうか。

○消防局次長（松本哲郎君）

この手当については、今まで指標となる、こういう人事院規則なるものが定められて、提案されていなかったために、今回これを受けて、各関係機関が均衡性をとれるようになったと判断しております。

○委員（前川原正人君）

この特殊勤務手当の関係については、松枝委員が本会議の中で質疑をされた経緯があるわけですが、大体その近隣市町、霧島市以外は金額的にはどうなっていますか。

○消防局総務課主幹（徳田陽介君）

今回の通知を受け、制定していない消防本部が14消防本部あります。14消防本部のうち、3,000円を検討してるのが3本部、2,160円が7本部、金額未定が3本部、見直しをしないというところが1消防本部になります。

○委員（前川原正人君）

おっしゃるように3,000円のところもあると思うんですね。それは逆に言えば、地方自治でするので、自分のまちのことは自分のまちで決めるのですよと。あくまでも人事院規則の中で2,160円が示されたっていうのは、あくまでも技術的指導ということで、従わないといけないということでもないし、3,000円にしているところもある意味あるわけですね。ですから、本来であればほかの市町村、近隣と合わせるという点では、2,160円ではなくて、3,000円でもよかったのではないかと。そうすることによって、特殊勤務手当で働く人たちが士気も上がっていくだろうし、それが目的であるわけではないですけど、その代償としてこの報酬が支払われるわけですので、3,000円ということにしましょうという議論はなかったのですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

ただいまの質問にお答えします。県内他市に合わなかったということだと思いますと、通知において、既に手当のある団体があるわけですが、この通知の中に現在支給している手当の額の水準、要件が適当か確認して、見直しを検討することも示されておりますので、導入済みの団体においても、国家公務員、警察職員に関しても、待遇の均衡が図れるとして、今回2,160円にしたところで

○委員（前川原正人君）

お聴きしているのは、均衡を図るという点では、それはもう当然均衡は図らなければいけないわけですが、金額で言っていくと、お金に関することなのでなかなか難しさもあると思うのですが、3,000円にしましょうかという議論というのはなかったのですかということをお聴きをしているのです。

○消防局次長（松本哲郎君）

この数字が出たときに、各県内の消防本部に調査を行いまして、根拠等を確認しているところで、根拠を確認したところ、明確なる根拠がなかったことから、3,000円の検討には至らなかったとしています。

○委員（前川原正人君）

長い目でいけば、いずれはそういうふうな、手当額の増額ということも、今後はあり得る可能性も十分あるということで理解をしてよろしいですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

明確なる根拠が示された場合には考えていくほかないと思われます。

○委員（竹下智行君）

自治体によってこの手当の額が変わるというのはちょっとおかしいかなと私自身思っているのですが、同じ災害地に行って、やはり同じ消防局員の人が行って、支給される手当というのはやはり同じがいいのかなと思っています。恐らく3,000円で支給されていた自治体は、これまで国からの基準等も示されていなかったもので、3,000円という金額で行かれたかと思うのですが、今後、国がいろいろ根拠を示されて2,160円にされたということですが、この3,000円支給されている自治体が、将来的に見直しに向かってというか、2,160円に合わせるというそういうふうな動きというのは、県内であるものなのでしょうか。いろいろ連携というか、そういうのはあるかと思うのですが、そこはどういうふうな状況でしょうか。

○消防局次長（松本哲郎君）

その件につきましてはちょっと確認はとれておりませんが、今回の通知を受けて2,160円に制定するという動きはあったことは確かでございます。件数的に今回の通知を受けて、さっき、2,160円の消防本部が7本部、新しく制定しようとしております。

○委員（竹下智行君）

見直しに向けて、見直しというか3,000円をある意味では、国の基準に下げるというふうな動きというのは、そちらのほうではまだ把握はされていないということではなかったですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

そのとおりでございます。下げることも考えるような通知の内容であったことは確かでございます。

○委員（阿多己清君）

この条例の中で直接は入っていないのですが、この前の質疑のやりとりを聴いていて、熊本は求め、あと、東北ですかね、そこは指示という言葉が使われたような気がするのですが、その違いってというのは分かりますか。

○消防局次長（松本哲郎君）

指示と求めの違いを今から説明いたします。著しい地震災害、その他の大規模災害、または毒性物質の発散、その他政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときがというふうになっております。求めに関しては、地震台風、水火災等の非常事態において、災害発生市町村の消防の応援または支援に関し、当該災害発災市町村の属する都道府県の知事から要請があると認めるとき、なおこの応援側の地方公共団体が出動に応じるか応じないかについては自主性が尊重されるということになっております。

○副委員長（久木田大和君）

1点確認ですけれども、2,160円という金額が国から示されて、ほかの自治体で3,000円というところがあるのですけれども、手当の財源が交付税措置でされるかと思うんですが、3,000円とか独自に多めの金額というか、例えば5,000円とかそういうのを設定した場合に、それも全額交付税の中で算定されるという認識でよろしいかどうか、ちょっと確認をさせていただきます

○消防局次長（松本哲郎君）

委員の言われるとおり、5,000円であっても、全て100%交付金で賄えることになっております。

○委員長（今吉直樹君）

委員の皆様、ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ただいま、委員外議員の松枝委員外議員から発言の申出がありましたので、ここで許可してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは許可します。

○委員外議員（松枝正浩君）

委員の皆様ありがとうございます。それでは少し質疑もさせていただきましたけれどもお聴きをいたします。今様々な議論がこの中でなされたわけですが、私も消防庁の通知を持っております。この中で、確かにいろいろこうしていかなければならないということも書いてありますけれども、大元の消防庁の通知の鑑には、あくまでもこれは助言であるというような文言があるわけです。先ほどありましたように地方自治の考え方でいくと、あくまでも助言ということなのではけれども、その辺の助言のことをどのように考えられていたのか、そしてまた、その助言を受けなかった場合、どういう影響があるということを想定をなさっていたのかお示しいただけますか。

○消防局次長（松本哲郎君）

やはり明確なる根拠を持ってこの創設に向けて、急いで、もともと創設が目的ですので、この国

から出た基準をもとに算定したことになります。

○委員外委員（松枝正浩君）

ちょっと私も質疑以降、いろいろ調べてみました。先ほど、川窪委員のほうから質疑がありましたように、この文書自体は令和6年8月1日の発出になっています。それ以降で、議会で、執行部から提案をされて議論をなされている自治体があります。隣接する始良市であります。始良市は、12月議会に、執行部から3,000円の提案がありまして、全会一致で可決がなされております。この情報というのは、当然、ご存じだと思うのですが、この辺の議論も含めてのこの2,160円であつたのかですね、再度お聴きをいたします。

○消防局次長（松本哲郎君）

議員おっしゃるとおり、それも把握した上での議論になります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第10号についての質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（今吉直樹君）

ないようですので、次に、議案第11号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

35年以上の区分ができたということになりますけれども、現在、35年以上在職している団員というのは何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

○消防局警防課課長補佐（日原秀顕君）

現在、99名在団しております。

○委員（竹下智行君）

関連で、30年以上、30年以上から35年未満という方が現在何名いるか、教えていただけますか。

○消防局警防課課長補佐（日原秀顕君）

すいません、区分上の資料は今ありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います[17ページに答弁あり]。

○委員（前川原正人君）

今回、35年以上というのは新たに創設されて、その改正になりますけれど、結局、この説明資料の提案理由にありますように、公務災害補償等の責任共済等に関する法律の施行令が変わって、35年を創設したということなのですけど、これにかかる背景ですね。いきなりこうなったわけじゃなくて、やはりいろんな議論があつて、そういう中でこういう改正しようというのが、国段階での話だとは思ふ、総務省消防庁の協議の上だと思うのですが、その辺の背景等についてどのように認識をされているのかお聴きをしておきたいと思ひます。

○消防局警防課課長補佐（日原秀顕君）

これに至った経緯をはっきりとしたことはここでは分かりませんが、いわゆる消防団員がなかなか全国的に確保できない。それで、長く勤めていただいている方のことを踏まえてのこういう改正であつたのではないかと推測しているところです。

○委員（植山太介君）

すいません、これ、考えるに、去年36で退団されたりとか、2年前にとか、何かそういうのがあつたときに、クレームじゃないですけど、仕方ないことなんですけど、何かそこら辺の配慮とかそのようなことが来た場合はどんな回答になるのかなと。

○消防局警防課課長補佐（日原秀顕君）

もうこれはですね、今これが認められた場合にはもう来年度からとなりますのでそこは丁寧に説

明をさせていただいてですね、こちら私もそのように対応したいと考えております。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第9号から議案第11号までに対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時09分」

「再 開 午前11時11分」

△ 議案第16号 霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部改正について及び

△ 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第16号、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部改正について及び議案第20号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてまで、以上2件を審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（藤崎勝清君）

それでは、議案第16号、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部改正について、説明します。議案の41～42ページを御覧ください。今回の改正については、令和5年2月20日に宣言した2050年までのゼロカーボンシティの実現に資する事業の経費等に充てるため、当該基金の処分規定を見直すとともに、収益金に関する条文を見直すものです。次に、議案第20号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、説明します。議案の50～53ページを御覧ください。今回の議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、市道の整備を行うことにより、木原地区住民の利便性の向上と地域の活性化を図ろうとするものであり、その根拠となる辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、地域政策課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画部地域政策課長（宮永幸一君）

それでは、議案第16号、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部改正の詳細について、ご説明します。本定例会議案の41～42ページを御覧ください。本基金は、再生可能エネルギー発電施設の立地による寄附金その他の収入金等を積立て、良好な住環境の整備及び自然環境の保全を図る事業等の経費に充てるため、平成28年4月1日に創設しました。今回の改正については、令和5年2月20日に宣言した2050年までのゼロカーボンシティの実現に資する事業の経費及び再生可能エネルギーの利用促進に資する事業の経費に充てるため、当該基金の処分規定を見直すとともに、積み立てる見込みのない収益金に関する区分を削除するものです。新旧対照表の32～33ページを御覧ください。具体的な改正内容について、第2条で基金に積み立てる種類を定めており、このうち、第2号の「鹿児島県再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用して設置した発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電力の売電に伴う収入金」は、福山総合支所に設置する太陽光発電設備の余剰電力の売電収入であり、これまで収益金を積み立てた実績はなく、今後も収益金が発生することが見込まれないため、当該条文を削除するとともに、第3号を第2号に改めるものです。これに伴い、収益金を区分して管理する必要がないことから、第3条第3号を削除し、第4条第1号の収益金の区分に関する条文を削除するものです。また、ゼ

ロカーボンシティの実現に資する事業の経費に充てるため、第4条第2号の全文を改正するとともに、再生可能エネルギーの利用促進に資する事業の経費に充てるため、第3号を追加するものです。次に、議案第20号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の詳細について、ご説明します。本定例会議案の50～53ページを御覧ください。今回の議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)」に基づき、国分地区の木原辺地において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものです。はじめに、辺地とは、同法第2条に規定する地域で、かつ、所定の要件を満たしている地域であり、当該地域においては、公共的施設を整備する際、元利償還に要する経費の80%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債である辺地対策事業債を発行することが可能になります。それでは、木原辺地の総合整備計画書の内容を説明します。議案51ページを御覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ここに記載のとおりですので説明は省略いたします。3. 公共的施設の整備計画を御覧ください。今回の総合整備計画では、木原辺地内にある1路線の市道木原～年之神線整備を計画しています。令和7年度から令和11年度までの5年間で、道路拡幅改良工事等を行うこととし、総事業費1億円を見込んでいます。なお、議案20号における整備箇所の現況写真におきましては、カラー印刷で写真、整備箇所位置図を資料として配布しています。整備箇所の現況写真について記載してあります、①は起点の写真、②は起点側から入った写真、③は終点側から入った写真、④は終点の写真となります。以上で、説明を終わります。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第16号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（阿多己清君）

議案第16号の基金条例の一部改正なんですけれども、第2条の第2号を削るということで、この説明では福山総合支所のソーラーの収益金を充てる予定、見込んでたけども、実績がなかったということでございますが、全く、そういう、収益はないのか、もうこの基金に積むぐらいの金額にならなかったから、今までしてないということで理解していいのでしょうか。

○地球対地球温暖化対策グループ長（鬼塚友弘君）

福山総合支所の太陽光につきましては、発電はしておったんですけれども、基本的に国の財源を使ってやってるものですから、売電というのが基本的に認められないということで、余剰が出た場合でも売電ができない、収益がないということでございます。

○委員（阿多己清君）

全くソーラーに関する売電収入は実績がないということは理解できました。にもかかわらず、基金がこの7年度の予算資料を見ると5,700万からあるという状況なんですけれども、これについては、これまで寄附金等があつての基金残高なのか、そこらが状況が分かったら教えてください。

○地球対地球温暖化対策グループ長（鬼塚友弘君）

積立金の種類と金額についてでよろしいでしょうか。収入の寄附金とか金額まで。まずは太陽光の発電事業用地ということで、公有地を2件貸付けておまして、1件が国分川内の口輪野のところで、九州お日様発電というところに貸付けております。これ800万円の収入がございます。もう1件、溝辺の上向江というところから、年間400万円の収益があつたんですけれども、これ令和5年度からケーブルテレビ事業に全額、充当しておまして、基金には積立てておりません。あと、風力発電事業者からの寄附金ということで、1件が100万円、あと1件が50万円。それと、水力発電所からの協定に基づく地域振興費というものを頂いておまして、それが年間170万であります。執行につきましてはこれまで、低公害車の補助金への充当とか、あと、霧島市の防犯組合連合会、こちらの運営事業に対する充当を行ってきております。執行のほうが少ない、積立てのほうが多いということで残額が増えている状況です。

○委員（前川原正人君）

今、阿多委員からもあったんですけど、答弁の中で明らかになりましたけど、この執行が、出と入りのバランスが多いほど、お金は多いほどいいわけですけど、例えばそれを財源を使って、ゼロカーボンシティのための、この施策というのはですね、ここの課で企画をするわけですよね。具体的には、例えば今後どういうふうにするとか、大いに自然環境下、利用した売電等の収益で、ゼロカーボンシティに向けていくという点では評価ができると思うんですが、企画の段階で、ここが中心になってやっていくということになりますけどその辺については、どのような、このようにお考えなのかですね。何かこう長いスパンで、考えていかなければならないんですけど、一つの市の計画も示されてはおりますけれど、漠然としている部分がたくさんあるんですよね。もうがっついこうだっていうのがなかなかないもんだから、イメージが分かりにくいんですが、何かこう具体例を示して説明頂ければと思います。

○地球対地球温暖化対策グループ長（鬼塚友弘君）

現在ですね、公共施設のLED化等を中心に進めております。企画関係はですね、所管課が当然ございますので、そちらと連携しながら、進めているところです。財産管理課であったりとか、各総合支所であったりとか、そういうところと協議をしながら、この基金の使い方については、こちらのほうが基本的には提案したりとかしているところです。今後もですね、この財源だけを使ってゼロカーボンシティというのはなかなか難しい状況がありますので、国の補助等を使って、例えばそこに一般財源が発生するようであれば、この基金のほうから充当して、なるべく市の財源の支出っていうのを抑えながら展開していきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

平たく言えば、ゼロカーボンシティに関わる事業については、ここの所管で全部権限が与えられるという、そういう理解でよろしいんですね。

○地域政策課長（宮永幸一君）

もちろん、所管の課は私どもになりまして、市の組織でも、霧島市の地球温暖化防止活動実行委員会の事務局も、うちの課に今年度からといいますか、なりましたので、そこの中で協議をしながらですね、ゼロカーボン2050年に向けた、市としての取組というのを実行していきたいと考えております。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第20号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

拡幅改良工事をされるということですけども、離合もできないほどの狭い道ということですが、この拡幅工事をしているこの期間、ここの通行というか走行というのはどういうふうになるんでしょうか。

○土木課長（笛田純一君）

今後設計する中で、そこも検討してもらいますけど、場合によっては、この区間の通行止めとかをお願いする場合もあるかと思いますが、敷地、地権者とか相談しながら協力をですね、施工している区間の部分を迂回するとかいうふうなこと等を考えていきたいと思っております。

○委員（阿多己清君）

整備計画は幅員5mという計画のようなんですが、現在の幅員というのは分かってますか。

○土木課長（笛田純一君）

今現在の幅員としましては3mぐらい。約3mぐらいが昨日も通った部分であるかな。場合によってはですね、この今図面に示されるBP付近では、4m強あるようなところもございます。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと確認なんですけど、口述書のほうに、令和7年から令和11年の5年間で計画ということ

になっているんですけども、今やはり物価高騰で、材料がですね、高騰していく可能性があると思うんですけど、その辺のところなんかどのようにまた、この今見込みでは1億円ということになってますけども、この辺はどのように考えていらっしゃるのか。

○土木課長（笛田純一君）

現地を見ますと補償関係というか建物等がございませんで、それと線形等を考えながら極力、用地もなんですけども、用地の相談をしながら、製品を使わないようなことができるのか、コンクリート製品とかですね、そういうL形擁壁で、どうしても取り付け上しないといけない部分はそういった擁壁とかが、コンクリート擁壁が出てくるかと思いますが、土羽で相談できるようなところは極力そういう材料を使わないようなことも、設計の中で考えていきたいと考えています。

○委員（川窪幸治君）

やはり使われるのが、木原地区の方々になると思うんで、その不便がないように、話を合をされて、していかれるのはいいと思いますけども、後々ですね、工事が終わってからないようにしていただければと。要望ですね。すいません。お願いします。

○委員（前川原正人君）

口述書にございます、元利償還に要する経費の80%が交付税措置ということで、基準財政需要額に算入されていくということなんですけど、辺地債というのは大体、100%ではなかったですか。充当率は、そこらはどうなんですか。

○地域政策課長（宮永幸一君）

起債充当率のほうは100%で元利償還の80%が基準財政需要額に算入ということになります。

○委員（前川原正人君）

ということはこれが後で、財源措置として交付税のまた1回帰ってきて、ということで有利な償還、有利な財源を使うことになるんですけど、今回のこの工事の、全体図で全体の計画でいきますと、今後5年間で、1億円、そして延長が330mなんですけど、ここで大体何筆ぐらい入ってるもんなんですか。まだ設計をしていって、一つ一つ押さえていくことになるんですけど、大体概算で何筆ぐらいが入ることになりますか。

○土木課長（笛田純一君）

一応ですね、今この計画をするに当たって、地籍の状況というのはもちろん確認しているんですけども、どこに、さっきおっしゃったように、どちらのほうへかけるかとか、見えやすいような、何ですか対向車が来るとかそういったところでも、そういった構造的なところも考えながらやらないといけないんで、今ここではちょっと、何筆とはちょっとお答えすることはできません。すいません。

○委員（竹下智行君）

すいませんちょっと教えてください。辺地度点数106点ってあるんですけども、この考え方ってというか、何点満点の106点なのか、ちょっとここはちょっと分からないもんですから、この考え方を教えていただけますか。

○地域政策課主幹（今村伸也君）

まず、自治会などのですね、一定の就農機能を持った地域をリストアップして、政令で定める要件に基づきまして、固定資産税台帳に登録された土地の3.3㎡当たりの価格が最高の地点を中心点と、まず定めまして、その中心点を含む5km²の面積の中に50人以上の人口を有する対象エリアの基本的な対象地域としての条件となるということで、その中心点から、駅だったりとか、停留所とか、学校、医療機関、郵便局、市役所等の最短の距離を点数化しまして、その点数、辺地度点数が100点以上である場合に、法則にのっとった辺地となります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないでしょうか。それではないようですので、これで議案第 16 号及び議案第 20 号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 3 3 分」

「再 開 午前 1 1 時 3 5 分」

○委員長（今吉直樹君）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。議案第 11 号の竹下委員の質疑に対する答弁をしていただきます。

○消防本部警防課長補佐（日原秀顕君）

先ほどの竹下議員からの御質問なんですが、消防団員で 30 年以上 35 年未満の団員は現在 72 名となっています。ですので、30 年以上の方はですね、現在先ほどの 35 年以上の 99 名足して、171 名が 30 年以上となっております。

○委員長（今吉直樹君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 3 5 分」

「再 開 午前 1 1 時 3 8 分」

△ 委員間討議、議案処理

△ 議案第 3 号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、委員間討議、議案処理に入ります。議案番号順に行います。それでは、議案第 3 号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第 3 号について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第 3 号、霧島市長等の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。今回の条例改正は、6 月支給と 12 月支給の期末手当基礎額に乗じる額を改正前は 100 分の 170 であったものを、10 月、12 月のみ 100 分の 175 へ変更をし、本年、新年度ですね、4 月 1 日からは、6 月、12 月を 100 分の 172.5 に支給へと改定をするものであります。その期末手当の改定額というのが、委員会でも明らかになりましたけれども、市長で 5 万 6,350 円ということでございました。これらの改定は、人事院勧告を受けて実施されるものでありますけれども、職員の給与の改正と併せて提案をされていると思います。職員の給与は、地方公務員の団体交渉権の制約などによる代償措置として、人事院勧告どおりに実施することは当然の措置であると認識をしているところです。しかし、人事院勧告では公務員に対する労働基本権を制約している代償措置として行われているわけですが、市長や議員にはこの代償措置は当たらないということを指摘をしておきたいと思います。後ほど、採決をされます議案第 12 号の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についても、給与の報酬の引上げ、この人事院勧告については法的根拠はないということで確認がとれているところでございます。これは逆に言えば、市長の自治体の政治判断によって決定されるべき性格であるとも言えると思います。今、市民の生活

は、コロナウイルスの感染症拡大による影響はいまだに響いており、農産物の高騰、物価高、下がる年金額など、暮らしが大変な状況であることは周知のとおりであります。そういうことから、法的根拠のない人事院勧告という一つの指針はありますけれども、市長の政治判断によって決定する、市長などの給与等の引き上げることは市民の理解を得られるものではないということを指摘をして、私の本案に対する反対討論といたします。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま原案に反対の委員の発言がありました。原案に賛成の委員の発言ございますでしょうか。

○委員（阿多己清君）

私は、議案第3号について、賛成の立場を明確にして討論を申し上げます。令和6年の人事院勧告の趣旨を踏まえた国家公務員の特別職の給与改定も行われているところです。市長等をはじめとする特別職の期末手当、この後の議会議員も同じなんですが、国の指定職における支給割合を踏襲する形で、これまでも改定等が行われております。どの自治体も、これに合わせて行われていると認識しているところです。先ほどもお話出しましたが、これらを直接規定する法的根拠はありませんけれども、その時々民間企業の給与水準を的確に反映した人事院勧告、それに基づいた国の特別職の給与改定、これらに準拠する形で、行うべきと思っているところです。一般的に見ましても、これが合理的で、説明責任が明確となる根拠であると私は考えます。これらを総合的に判断して、今回の条例改正につきましても賛同できるものでございます。可決すべきだと申し上げて、討論を終わります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で討論を終わります。採決いたします。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第4号 霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

次に、議案第4号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第4号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第5号 霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

次に、議案第５号、霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第５号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第５号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第５号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第９号 霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

次に、議案第９号、霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第９号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第９号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第９号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第10号 霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

次に、議案第10号、霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第10号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認め、採決します。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第10号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第11号 霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

次に、議案第11号、霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第11号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第12号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

次に、議案第12号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第12号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決をいたします。議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第16号 霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

次に、議案第16号、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第16号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第16号については、全会一致で、原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

△ 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（今吉直樹君）

次に、議案第20号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第20号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第20号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（今吉直樹君）

次に、付託議案に係る委員長報告に付け加える点について、御意見はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言ください。

○委員（阿多己清君）

議案第20号の辺地に係る整備計画であります。延長が330m、総事業費は1億円という事業の計画なのですが、現地は畑の中を通っている道路になります。だから、先ほど質疑等の中で物価高騰とかそういういろいろ御発言もありましたけれども、いろいろこの5年計画なのですが、単年でやはりやってほしいなと思っているところです。この330mを小さく切ってやっても、また通行止め、通行止めという毎年そういう事態になるし、物価高騰も影響するだろうし、工事をする場合は、もう単年度のほうがいいのではないかなというところがございます。そういうところを付け加えていただければ、ありがたいです。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。議案第3号、議案第4号及び議案第12号については、3月13日の本会議で、残りの議案6件については、3月27日の本会議で表決となりますので、それぞれ委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（今吉直樹君）

次に、閉会中の所管事務調査についての協議をします。御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 0時08分」

「再 開 午後 0時10分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

△ その他

○委員長（今吉直樹君）

次に、その他として委員の皆様からほかに何かございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 0時10分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 今吉 直樹